

2020年4月28日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

## 裁量労働制適用者の労働時間把握に関する申入れ

裁量労働制適用者の労働時間把握について、下記のとおり申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。申入れを踏まえての対応について、回答を求めます。

### 記

1. 労働時間が過少に申告（記録）されることがないように配慮すること。
2. 『大学教員の諸活動の労働時間該当性について検討』で示されているように、諸活動の労働時間該当性に関連して、割増賃金の支給（振替）対象とするか否かについて、「該当」「非該当」に区分して示すことは乱暴であるので止めること。
3. 労働時間を把握することによって、裁量労働制の趣旨でもあり、またこれまで教育職員に規則上または慣例上認められてきた柔軟な働き方が阻害されることのないよう配慮すること。
4. 労働時間の把握方法を検討するに当たり、組合との交渉を踏まえること。組合案等については、別紙の通り。

裁量労働制適用教員の労働時間を把握することについては、多くの大学で苦慮・工夫されていることは承知していますが、その上でこの申入れを提出します。

裁量労働制に関しても労働時間の把握が義務づけられた（安全衛生法第 66 条の 8 の 3、労働安全衛生法規則第 52 条 7 の 3）趣旨は、労働者の健康を確保するために医師による面接指導を確実に実施するなど、健康管理の観点からであり、働き方改革の一環である長時間労働の是正が目的です。

従って、まずは、自己研鑽の時間も含めて出来るだけ正確に記録することが望ましい方法であると考えます。教員各自が考える労働時間を全て書き出した上で、必要があれば、深夜・土日の業務について労働時間該当性の有無を個別に判断すべきです。

今回の法改正の趣旨に基づいて把握された労働時間が、時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当の支払いに直接繋がるものではなく、手当の支払いを恐れて、労働時間と見なす範囲を最初から狭めるような基準を設けることは法の趣旨から逸脱するものです。

既に大学から一定の条件が示され（『大学教員の諸活動の労働時間該当性について検討』等）、勤務状況自己申告書への記入が試行されています。しかし、在学時間数のみを把握して勤務時間とすること、『大学教員の諸活動の労働時間該当性について検討』で示されている労働時間該当性の基準は、法改正の趣旨に沿ったものとはいえません。

後者について、「労働時間として申請があった場合、割増賃金の支給（振替）対象とするか否か」の基準、「基本的な考え方であり、個々の事情で異なる場合があり得る」と記載されていることから、深夜・休日労働の申告が禁止されているわけではありませんが、勤務状況自己申告書を作成するに当たり、大学がこのような基準を示せば、働いているにもかかわらず自主的に申告されない時間帯が増えるのは明らかです。もしこれが労働時間として申告しないことを暗に意図しているのであれば大きな問題です。労働者の健康を確保することが蔑ろにされようとしていることについて反対します。

上記を踏まえ、組合からは以下の方法を提案します。書式は別紙の通り。

- (1) 自己研鑽分も含めて記入する。
- (2) 仕事をする場所によらず、「始業時刻」と「終業時刻」を記入する。
- (3) 始業時刻と終業時刻の間の「実労働時間」を記入する。
- (4) 実労働時間の内、「非裁量の労働時間」と「その活動内容」を記入する。
- (5) 深夜・土日の業務回避については、「できるだけ、深夜・土日の時間帯での業務は避けてください」という程度のアナウンスを適宜行う。

以上